ID:　264

担当部署:　市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	減免又は徴収猶予の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市国民健康保険条例施行規則　第24条第1項
例規番号	昭和39年規則第2号

【根拠条文】

（減免又は徴収猶予の取消し）

第24条　減免又は徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免又は徴収猶予を取り消し、その額を一時に徴収する。

(1)　偽りの申請その他不正の行為により、減免又は徴収猶予をされたとき。

(2)　資力が回復したため、減免又は徴収猶予することが不適当であるとき。

2　前項の規定により減免又は徴収猶予の取消しをしたときは、一部負担金、保険料減免(徴収猶予)取消通知書によつて通知する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日